

【お申し込みいただく際は必ずお読みください。】

イベント契約規定

(株)イオレ(以下、「当社」といいます。))がお客様との間で締結するイベント申込に関する契約はこの規定に定めるところによります。この規定に定めのない事項については、法令、コンサート約款、スポーツ規約又は一般に確立された慣習によります。

(契約の申込と契約の成立)

第1条 当社主催のイベントに申込をしようとするお客様(以下、「参加希望者」といいます。))は、イベントのコード、名称、イベント実施日、お客様のお名前、連絡先、その他の事項を通知しなければなりません。
2. 当社が、参加希望者の代表者に対し契約の締結を承諾する旨の通知を發し、かつ同通知に記載された支払期限までに参加希望者からのイベント代金(消費税込み)送金が着金した時に、当社と参加希望者(一つの申込みで複数の参加希望者がある場合はその全員)との間にイベント契約は成立するものとします。なお、上記支払期限経過後にイベント代金支払いがなされた場合は、イベント契約は成立せず、当社は、当該参加希望者の返金請求があった場合、振り込まれたイベント代金から振込費用等を控除した金額を無利息で返金するものとします。
3. 当社は、参加希望者の代表者に対し、契約の締結を承諾する旨を通知する証しとしてチケットの発行またはチケットに替わるイベント案内書を交付します。

(契約締結の拒否)

第2条 当社は、次に掲げる場合において、イベント契約の締結に応じないことがあります。
(1) 未就学児は参加できません。ただし参加希望者が当社があらかじめ明示した年齢など参加者の条件を満たしている場合を除きます。
(2) 応募参加者数が募集予定数に達したとき。ただし、イベントの追加席があった場合は、販売を再開することがあります。
(3) 参加希望者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
(4) その他参加希望者についてイベント参加がふさわしくないと当社が認める事情があるとき。

(イベント契約の変更)

第3条 参加希望者は、イベント契約の申込みにあたって、以下の点を了承するものとします。
ア 当該イベント内容が掲載されている情報誌(以下、「情報誌」といいます。))に記載された料理等の写真はすべてイメージであり、実際とは異なること。
イ 情報誌に掲載されているメニューには、日により多少違いがあること。
ウ 情報誌に掲載された日程は保証するものではないこと。
エ 諸事情により見学コース、場所は変更される場合があること。
オ 情報誌に掲載された時間は目安で、状況により変更する場合があること。
カ 諸事情により出演者は変更になる場合があること。
キ 座席指定はできないこと。

(契約の解除)

第4条 当社は、次に掲げる場合において、イベントの開催前、開催後を問わず、イベント契約を締結したお客様(以下、契約者といいます。))に理由を説明して、イベント契約を解除することがあります。
(1) 契約者が、当社があらかじめ明示した年齢などの参加の条件を満たしていないとき。
(2) 契約者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該イベントに耐えられないと認められるとき。

(3) 契約者が他の参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
(4) 契約者が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
(5) 当社が定める最少催行人員に達しなかったとき。
(6) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令その他の事由により、イベント開催が困難または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(イベント契約の解除・変更の連絡)

第5条 当社は、イベント契約の解除又は変更を連絡するため、契約者が申込みの際に通知した連絡先に対して連絡を行うことがあります。なお、第4条(5)号による解除の場合は3日前までに連絡することを原則とします。
2. 前項の場合、当社が上記連絡先に対して連絡を行ったにもかかわらず連絡が取れなかった場合であっても、当社が行うイベント契約の解除又は変更は有効であり、当社は当該解除又は変更起因する損害について法的責任を負いません。

(チケット等の変更、取消およびイベント代金の払戻し)

第6条 イベント契約が成立した場合、契約者は、いかなる場合においても当該イベント契約の変更、取消はできません。また、チケットまたはチケットに替わるイベント案内書の再発行はできません。
2. イベント代金の払戻しは、第4条第1項第5号、第6号の場合を除きいたしません。

(禁止行為)

第7条 当社から購入したチケットを、営利を目的として第三者に転売し、または転売のために第三者に提供することは禁止します。
2. 当社から購入したチケットを券面金額より高い価格で転売または転売を試みる行為、オークションまたはインターネットチケットオークションにかけて転売または転売を試みる行為は禁止します。
3. 前項1、2の行為が判明した場合、購入済みのチケットを無効とし、チケット代金の返金を認めず、イベント参加を認めないことがあります。既に参加している場合にはイベントからの離脱を命じられることもあります。
4. 当社は委託販売者でない「チケットショップ」および「ダフ屋」から購入されたチケットに関するトラブルについて、一切責任を負いません。

(合意管轄)

第8条 参加希望者及び契約者と当社との間に訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(お申込時のご注意)

イベント契約の成立後払戻しはできませんので、イベント内容を確認の上お申込ください。また、イベント代金は支払い期限内に着金するようにお支払い下さい。支払い期限内にイベント代金の支払いが確認できなかった場合は、お申し込みは受け付けられません。

国内募集型企画旅行ご旅行条件書

【お申し込みのご注意】

お申し込みいただく前に、必ずこの「ご旅行条件書(要旨)」をお読みください。ご旅行条件は、下記のほかにコースごとに記載されている条件、旅行案内書(確定書面)および当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。当社の「ご旅行条件書」および「旅行業約款」をご希望の方はお送りしますので、ご請求ください。また当社のホームページ(<https://www.poke.co.jp>)からダウンロードの上ご確認いただけます。

■旅行お申し込みと旅行契約の成立

(1) 当社では電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
(2) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前まで(7日前を過ぎてからのお申し込みの場合は支払伝票到着後3日以内)に全額をお支払いいただきます。
(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金全額を受理した時点で成立するものとします。また当社は、グループの代表者または代行者より旅行代金全額を受理した時点で、グループ全員に対して旅行契約が成立したものとします。「クレジットカード」の場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を發した時点で成立といたします。

■旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)および消費税等諸税・サービス料、添乗員が同行するコースでの添乗員経費。その他旅行代金に含まれるものとして明示したその他の費用(当費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません)。

■お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。(取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。)

取消日区分 ※下記は旅行代金に対する料率です	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	20日目～8日目(宿泊ツアーのみ該当) 20%
	7日目～2日目 30%
旅行開始日の	前日 40%
	当日の集合時間まで 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加	100%

※旅行契約の成立後、上記取消日区分に入ってから的人员減、旅行開始日・コースの変更は取消とみなされ、取消料がかかります。 ※お申込後の変更、取消については、必ずお電話で当社までご連絡ください。

(2) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができま。その場合、既にお支払いいただいている代金全額を旅行開始日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。
イ. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第13項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限りま。
ロ. 当社旅行約款の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
ハ. 当社が、旅行開始日の前日までに旅行案内書をお送りしなかった場合。
ニ. 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

(個人情報の取扱) 1. 当社は、参加希望者及び契約者の皆様から取得した個人情報はイベントの手配およびそれらサービスの提供のために利用させていただき、必要な範囲内において手配先機関などに提供いたします。 2. 前項のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

【旅行企画・実施】株式会社イオレ旅行事業部 〒103-0003 東京都中央区日本橋横山町3-12 STYビル 4階

総合旅行業務取扱管理者 井上直貴/国内旅行業務取扱管理者 加藤友佳 東京都知事登録旅行業第2-8452号 (一社)日本旅行業協会正会員

一般社団法人
JATA 日本旅行業協会